

参考資料
昭和二十六年七月一日現在

運輸省設置法

運輸大臣官房文書課

(1) 運輸省設置法

昭和二十四年五月三十一日
法律第百五十七号

改正

昭二四六一法第一七四号、昭二四六一法第一八七号、昭二四一三
〇法第二二六号、昭二四一二七法第二四一号、昭二四一二二法
二五二号、昭二四一二二四法第二七九号、昭二四一二二六法第三八
四号、昭二五三三一法第四八号、昭二五五一〇法第一五九号、昭二
五一二一二法第二五五号、昭二五一二一大法第二六九、昭二六三二
三法第三二号、昭二六四一法第一一五号、昭二六五四政第一三三号
昭二六五二九法第一大一号、昭二六五三〇法第一大二号、昭二六六
一法第一八四号、昭二六六一法第一八六号、昭二六六一一法第二三
二号、昭二六六一八法第二四二号、昭二六六二三法第二四五号、昭
二六六二三法第二四八号

(2)

第一章 総 目
第二章 本 省

則(第一條 第四條) 次

第一節 運輸審議会(第五條——第十八條)

第二節 内部部局(第十九條——第二十八條)

第三節 附屬機関(第二十九條——第三十八條)

第四節 地方支分部局(第三十九條——第五十五條)

第一款 海運局(第四十條——第四十四條)

第二款 公共船員職業安定附(第四十五條)

第三款 港湾建設部(第四十六條——第五十條)

第四款 陸運局(第五十一條——第五十五條)

第三章 外局(第五十六條——第五十九條)

第一節 船員労働委員会(第五十七條)

第二節 海上保安廳(第五十八條)

第三節 海難審判廳(第五十九條)

一の内

第四節 航空厅(第五十九條の二——第五十九條の五)

第四章 稽查(第六十條·第六十一條)

附則

(3)

(1)

第一章 総 則

.

(一) この法律の目的

第一條 この法律は、運輸省の所掌事務の範囲及び权限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(二) 設置

第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、運輸省を設置する。

(三) 運輸省の任務

第三條 運輸省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 水 運

二 陸 運

三 港 湾

四 船舶及び鉄道車輛その他の陸運機器（自動車及び動機付自取車の製造を除く）

コの外

五 船 貨

六 運輸に関連する觀光

七 気 象

八 倉 庫 業

九 海上の安全及び治安の確保

十 海難の審判

十一 航 積

(四) 運輸省の权限

第四條 運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる权限を有する。但し、その权限の行使は、法律へこれに基づく命令を含むに従つてなされなければならない。

- 一、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二、收入金を徵收し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三、所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四、所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五、不用財産を処分すること。

(5)

(6)

六、取扱の任免及び賞罰を行い、その他取扱の人事を管理し、並びに取扱を訓練すること。
 七、取扱の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八、取扱に貸与する宿舎を設置し、及び管理すること。

九、所掌事務に関する統計、調査資料を頒布し、刊行し、又は販売すること。

十、所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一、所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二、運輸省の公印を制定すること。

十三、所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可若しくは認可を与え、又はその許可若しくは認可を取消すこと。

十四、所掌事務に關し、届出をさせ、報告を徵し、又は必要な命令をすること。

十五、水上運送事業者に対し、航路、就航区域又は船舶を指定して航海を命じ、制限し、又は禁止すること。

十六、船舶の製造、改造、修繕、引揚及び解体を許可し、且つ、必要な命令をすること。

十七、船舶の積量を測度し、及び船舶を登録すること。

十八、船舶に係る労働協約を、他の同種の船舶及び使用者に適用することを決定すること。

十九、船員に係る労働争議につき船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という）に調停を請求すること。

二十、船員又は船舶所有者に対し、公認、許可、審査、仲裁、船検又は箇向を行い、及び必要な処分をすること。

二十一、法令又は労働協約に抵触する船員の就業規則の変更を命ずること。

二十二、船員手帳を交付し、及び船員手帳を管理すること。

二十三、船員の最低賃金を定めること。

二十四、船員の雇業紹介事業、労務供給事業及び募集を許可し、又は制限すること。

二十五、港湾（港湾施設）もつばらの他の行政機関に属するものを除く）を含む、以下第

四十九号を除き本條中同じ）、及び航路の建設、改良、保存苦しくは管理を行い、又は

ニの内

(8)

これらを行ふ者に對し認可を与へ、苦しくは助成すること。

二十六、港湾の使用料の徵收に關し、認可すること。

二十七、港湾運送に關し、事業設備の新設・擴張・改良・譲渡・譲受・貸借又は使用方法につき必要な命令をすること。

二十七の二、港湾運送事業の登録をすること。

二十八、港湾内の公有水面の埋立、干たく及び使用を免許すること。

二十九、倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）による倉庫証券の発行を許可し、及び事業計画、營業規則又は保管料率の変更を命すること。

三十、日本國有鉄道を監督すること。

三十一、國有鉄道調停委員会に對し、調停を請求し、又は公共企業体仲裁委員会に對し、仲裁を請求すること。

三十二、内閣總理大臣に對し公共企業体仲裁委員会の委員の罷免を請求すること。

三十二の二、鉄道公安取扱を指定し及び鉄道公安取扱の検査に關する取務を監督すること。

三十三、日本國有鉄道の役員又は取扱で司法警察取扱として取務を行う者を指名する者を定め、及びこれらの者が司法警察取扱として行う取務を監督すること。

(9)

三十四、地方鉄道及び軌道を免許し、又は特許し、並びに地方鉄道及び軌道の業務に關し、許可し、又は認可すること。

三十五、鉄道財團及び軌道財團につき、抵當权の設定を認可し、且つ、これを登録すること。

三十六、地方鉄道及び軌道の係員の取扱及び資格を定めること。

三十七、専用鉄道及び索道を免許し、及び無軌機動車を特許すること。

三十八、自動車運送事業及び自動車道事業を免許し、及び自動車運送事業及び自動車道事業の業務に關し許可し、又は認可すること。

三十九、軽車両運送事業に對し、事業計画、運送條件又は運送約款の変更を命じ、その他必要な命令をすること。

四十、道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の目的に適合するよう、自家用自動車の使用を調整すること。

四十一、自動車原動機付自駆車及び旅客、輕車両の整備を命じ、又はその検査及び登録をすること。

四十一の二、自動車登録番号標交付代行者の指定をすること。

四十一の三、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻の様式等を指定すること。

四十一の四、自動車分解整備事業を認証すること。

四十二、通運事業を免許し、及び通運事業の業務（附帯業務を含む）に附し、許可し、又は認可すること。

四十二の二、通運計算事業を認可し、及び通運計算事業の業務に附し、許可し、又は認可すること。

四十三、水上運送事業における運賃及び船舶のよう船料に附し、必要な命令をすること。

四十四、鉄道、軌道、索道、無軌條電車、自動車運送事業、自動車道事業、自動車運取扱事業、通運事業及び通運計算事業における運賃又は料金に附し、認可し、又はその変更を命すること。

四十四の二、国際観光事業を助成すること。

四十四の三、通訳案内業の試験を行うこと。

四十四の四、外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。

四十五、気象電報を集め、気象無線報を受信すること。

三の件

四十六、気象及び海況の予報、気象資料の通報、地震、地動、津波及び火山に関する通報を発すること。

四十七、船舶を指定して気象の觀測をさせること。

四十八、地上気象及び地震の觀測のうち衛局のもの及び気象事業に關係のある朝せきの觀測を政府機関、地方公共団体、個人又は会社その他の団体に委託すること。

四十九、委託により、港湾へ港湾施設を含む、以下同じ、及び海面の工事を施行すること。

四十九の二、所掌事務に係る事項に附し、設計、試験、調査及び研究を行い、及び委託により設計、試験、調査及び研究を行うこと。

五十、船員の勞働争議に附し、あつ撫し、仲裁し、又は仲裁すること。

五十一、港、湾、海峡その他の日本國の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法令の遵守を手防し、検査し、及び鎮止するため必要な措置をとること。

五十二の二、航空運送事業を免許し、及び航空運送事業の業務に附し、許可し、又は認可すること。

五十二の三、航空安全施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。

(12)

五十二の四、所掌事務を遂行するためには必要な特許权及び実用新案权並びにこれらの実施权を取得すること。

五十三、前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む）に基き運輸省に届せられた权限。

2、運輸省は、前項に掲げるものの外、臨時の权限として左に掲げる权限を有する、但し、その权限の行使は、法律（これに基く命令を含む）に従つてなされなければならない。

一、船舶を使用し、及び商船管理委員会を監督すること。

二、外航船舶の使用に關し、承認すること。

三 前 除

四、所掌事務に係る事業の再建整備計画につき、認可を与えること。

五、所掌事務に係る賠償充当設備等の管理及び撤去並びに賠償充当設備等の輸送を命ずること。

六、所掌事務に係る供給の特に不足する物資の割当を行い、又は配給を調整すること。

七、所掌事務に關し、供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること。

八、前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む）に基き運輸省に届させられた

三の外

权限

第二章 本 省

（設置）

第一節 運輸審議会

（設置）

第五條 運輸省に、公共の利益を確保するため次條第一項に掲げる事項について公平且つ合理的な決定をさせるため、運輸審議会を常置する。

（諮詢事項）

第六條 運輸大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならない。

一、日本国有鉄道における基本的な運賃及び料金の設定若しくは変更又はこれらに関する其可。

二、地方鉄道、軌道、自動車運送事業、通運事業及び通運計算事業における基本的な運賃及び料金に関する認可又は変更の命令。

三、水上運送事業の国内航路における基本的な運賃及びより船料に關する指定又は認可。

三の二、郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第五條第二項の規定による

郵便物の運送料金の基準の設定

四、港湾運送業における基本的な港湾作業料率及び倉庫業における基本的な保管料率に関する指定又は認可。

五、地方鉄道の免許及び軌道の特許

六、地方鉄道の免許若しくは軌道の特許の取消又は地方鉄道若しくは軌道の営業の停止

七、自動車運送事業の免許若しくはその取消又はその事業の停止

八、通運事業の免許若しくはその取消又は事業の停止

九、日本国有鉄道が行う他の運輸事業の譲受、連絡船航路若しくは自動車運送事業の開始及

び、営業線の譲渡の許可又は認可

十、日本国有鉄道、地方鉄道及び軌道の営業線の休止又は廃止の許可

十一、地方鉄道、軌道及び自動車運送事業における会社の合併、事業の譲受若しくは譲渡又は事業の管理の委託若しくは受託の許可又は認可

十一の二、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の規定により運輸審議会にはりることを要する事項

四の内

十一の三、第二号、第八号及び第八号のニに規定するものを除く外、通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）の規定に基く許可、認可その他の处分

十一の四、国内航空運送事業令（昭和二十五年政令第三百二十七号）の規定に基く免許、認可その他の处分

十一の五、港湾運送事業法（昭和三十六年法律第百六十三号）の規定により運輸審議会にはりることを要する事項

十二、前各号に掲げる处分に関する訴願の裁決

2. 前項各号に掲げる事項のうち、運輸審議会が輕微なものと認めるものについては、運輸大臣は、運輸審議会にはからないでこれを行なうことができる。

（勧告）

第七條 運輸審議会は、前條第一項に掲げる事項に關し、取扱により、又は利害關係人の申請に基き、運輸大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2. 運輸大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重して、必要な措置をとらなければならぬ。

（組織）

第八條 運輸審議会は、委員七人をもつて組織する。

(16)

2. 委員のうち一人は、運輸次官をもつて充てる。

3. 運輸審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4. 会長は、会務を總理する。

5. 運輸審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の取務を代行する者を定めて置かなければならぬ。

6. 運輸次官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。

(委員の任命)

第九條 委員は、年令三十五年以上の者でない経験と高い識見を有する者のうちから、内閣總理大臣が両議員の同意を得て、任命する。

2. 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、委員の任命について両議院の同意を得ることなくできないときは、内閣總理大臣は、前項の規定に従ふ、わらず、両議院の同意を得ないで、委員の任命を行うことができる。

3. 内閣總理大臣は、前項の規定により委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、両議院の承認を求めるべきは、内閣總理大臣は、前項の規定に従ふ、わらず、当該委員を運

四の外

滞なく罷免しなければならない。

4. 左の一に該当する者は、委員であることができない。

一 國務大臣、國會議員又は地方公共團體の議会の議員、

二 政黨の役員、

3. 委員は、他の政府公職の取扱いを兼ねてはならない。

(委員の任期)

第十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員は、再任されることびてできる。

3. 運輸審議会の設置後最初に任命される委員の任期は、任命の際に於いて内閣總理大臣の定めるところにより、任命の日より二年ずつそれ一年、二年、三年とする。

(委員の罷免)

第十一條 内閣總理大臣は、委員が心身の故障のため、取務の執行ができないと認める場合又は委員に取務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、

兩議員の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の報酬及び旅費)

(17)

第十二條 委員の報酬は、別に定めらる。

2. 委員は、予算に定める金額の範囲内で旅費を受けるものとする。

(議決方法)

第十三條 運輸審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることがで
きない。

2. 運輸審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決する
ところによる。

3. 特定の事業につき特別の利害關係を有する委員は、運輸審議会の決議があつたときは、當
該事業に係る議決に参加することができない。

4. 運輸審議会は、閣僚官庁の取扱をその会議に出席させて必要な説明を求めることができる。

5. 閣僚官庁の長は、その取扱を運輸審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせ
ることができる。

(兼業の禁止)

第十四條 委員は、運輸審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他
の取扱に従事し、又は商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

五の内

(委員の秘密保持の義務)

第十五條 委員及び委員であつた者は、その取扱に關して知ることができた秘密を他に漏らし、
又は密用してはならない。

(審理官)

第十五條の二 次條の公聽会を主宰して事実の審理を行わせ、その他運輸審議会の事務を補助
させるとため、運輸審議会に審理官を置く。

2. 審理官は、運輸省の取扱のうちなら、運輸大臣が命する。

第十六條 運輸審議会は、第六條第一項の規定により附議された事項については、必要ある
と認めるときは、公聽会を開くことができ、又は運輸大臣の指示若しくは運輸審議会の定め
る利害關係人の申請があつたときは、公聽会を開かなければならぬ。

(公聽会の主宰)

第十六條の二 公聽会は、運輸審議会が事案を指定して指名する審理官が主宰する。但し、事
案が特に重要である場合において、運輸審議会が公聽会を自ら主宰し、又は委員を指名して
公聽会を主宰させることを妨げない。

(報告書の作成)

(20)

第十六條の三 前條の規定により指名された委員又は審理官は、公聽会の審理によつて知るところにできた事実を報告として作成し、これを運輸審議会に提出しなければならない。

（報告書の提示）

第十六條の四 運輸審議会は、前條の報告書を運輸審議会の定める利害関係人に提示しなければならない。但し、公聽会において、報告書の提示を必要としない旨の利害関係人の合意があつたときは、この限りでない。

（申立）

第十六條の五 前條の報告書の提示を受けた利害関係人は、報告書に誤があると認めるときは、その提示を受けた日から十五日以内にその旨の申立をすることができる。

（再審理）

第十六條の六 運輸審議会は、前條の申立て審査して、報告書に誤があると認めるときは、に影響を及ぼすおそれがあると認めるとときは、再び公聽会を開かなければならぬ。

（調査等）

第十七條 運輸審議会は、その取扱い行うため、必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行なうことができる。

五の外

一、公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二、公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託すること。

三、関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

乙、前項第三号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

（その他）

第十八條 運輸審議会の決定及び第十六條の三の報告書は、運輸省令の定めるところにより、公にしなければならない。

乙、運輸審議会の議事規則は、運輸審議会の勧告に基き、運輸省令で定める。

丙、この節に規定するもの、外、運輸審議会に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二節 内部部局

（内部部局）

第十九條 本省に、大臣官房及び左の六局を置く

(21)

(22)

海運局

船舶局

船員局

鐵道監督局

港湾局

自動車局

大臣官房に、觀光部を置く。

海運局に、海運調整部を置く。

鉄道監督局に、国有鉄道部及び民營鉄道部を置く。

自動車局に、業務部及び整備部を置く。

(内部部局と運輸審議会との關係)

第二十條 各局の所掌事務に関するこの節の規定は、運輸審議会の权能になんらの影響を及ぼすものではない。

2. 大臣官房及び関係各局の長は、運輸審議会の要求ある場合には、その所掌に属する事務に關し、必要な資料を提出しなければならない。

六の内

(23)

3. 大臣官房及び関係各局の長は、必要あると認めるときは、運輸審議会に対しその所掌に属する事務に關し、意見を述べることができる。

4. 各局の長は、運輸大臣の指揮に従い、その所掌事務に關し、運輸審議会の決定を実行に移すため、必要な措置をとらなければならぬ。

(特別な取扱)

第二十一條 大臣官房に、官房長一人を置く。

2. 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

(大臣官房の事務)

第二十二條 大臣官房においては、運輸省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

2. 大臣の官印及び省印を管掌すること。

3. 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

4. 国会との連絡に關すること。

5. 國立国会図書館に關すること。

6. 調査及び統計に關し、取りまとめをすること。

(24)

七、こう報に關すること。

八、公益法人その他の団体に關する許可又は認可に關すること。

九、気象に關すること。

十、恵貿の恵階、狂児、分限、懲戒、服務その他の人事並びに恵貿の教養及び訓練に關すること。

こと。

十一、恵貿の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

十二、行政の考査を行うこと。

十三、法令案の審査その他の法務に關すること。

十四、部局の設置及び廃止並びに分課に關すること。

十五、技術の振興、調整及び活用を図ること。

十六、総合調整及び実施計画の設定に關すること。

十七、涉外事務に關し、取りまとめをすること。

十八、運輸審議会の庶務に關すること。

十九、経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監督に關すること。

大の外

A>3

- (25)
- 二十、国有財産及び物品を管理すること。
 - 二十一、賠償に關連する輸送の連絡及び総括に關すること。
 - 二十二、運輸に關して、觀光事業の発達 改善及び調整を図ること。
 - 二十三、運輸に關して、觀光地及び觀光施設を調査し、及び改善すること。
 - 二十四、觀光宣伝に關すること。
 - 二十五、前各号に掲げるものの外、運輸省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に屬さない事務に關すること

二、大臣官房においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として所掌事務に關する指定生産資材等の割当及び監査に關する事務をつかさどる。

三、觀光部においては、第一項第二十二号から第二十四号まで及び前項に掲げる事務をつかさどる。

(海運局の事務)

第二十三條 海運局においては、左の事務をつかさどる。

一、海運局、船舶局、船員局及び港湾局の所掌に属する事務へ以下この節において「海事」と総称するの総合調整及び実施計画の設定に關すること。

(26)

- 一の二 海事代理士に關すること。
 二 海事仲裁団体に關すること。
 三 海事思想の普及宣伝に關すること。
 四 水上運送事業の発達、改善及び調整に關すること。
 五 水上における輸送の増進、改善及び調整に關すること。
 六 日本国沿岸に置き去られた船舶の処理に關すること。
 七 水上運送事業における運賃及び、船料に關すること。
 二、海運局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 一、海事に関する事業の再建整備及び金融並びに在外会社の財産整理に關すること。
 二、船舶の使用及び商船管理委員会の監督に關すること。
 三、船舶の運航の管理及び監督に關すること。

四 削除

- 五、船舶の譲渡、貸渡（期間より、船を含む。以下同じ）、担保の供与及び引渡しに關すること。
 六、水上運送等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。

又、海運調整部においては、第一項第一号から第三号までの事務及び第二項第一号の事務をつかさどる。

七の内

つかさどる。

（船舶局の事務）

第二十回條 船舶局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、造船に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。
 二、船舶の製造、修繕、引揚及び解体（航路啓開のためにする船舶の引揚及び解体を除く）
 以下同じ）並びに船舶用機関及び船舶用具の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び
 調整に關すること。
 三、船舶、船舶用機関及び船舶用具の製造及び修繕に關する技術の改善に關すること。
 四、船舶の積量の測度に關すること。
 五、船舶の登録に關すること。
 六、モーターボート競走の施行に關すること。
 乙、船舶局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 一、造船に関する事業の賠償指定施設の管理、保全及び撤去に關すること。
 二、削除

(27)

管、原状回復及び返還に關すること。

- 四、船舶、船組用機関及び船舶用呂に關する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。

(**船員局の事務**)

第二十五條 船員局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、船員の労働組合及び船員労働委員会に關すること。
- 二、船員の労働關係の調整に關することへ船員労働委員会の折衝に屬するものを除く。以下同じ)
- 三、船員の労働組合及び労働關係の啓發宣伝に關すること。
- 四、船員の労働條件、災害補償その他保護に關すること。
- 五、船員法(昭和二十二年法律第百号)における船内規律に關すること。
- 六、船員手帳及び船員原證に關すること。
- 七、船員の失業対策に關すること。
- 八、船員の取扱業の紹介、取扱業の指導、取扱業の補導その他船員の労務の需給調整に關すること。
- 九、船員の取扱業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に關すること。

(**港湾局の事務**)

第二十六條 港湾局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、港湾の建設、改良、保存及び管理並びにこれらの助成及び監督に關すること。
- 二、航路の建設、改良及び保存に關すること。
- 三、委託により、港湾その他の海面の工事を施行すること。
- 四、港湾内の公有水面の埋立、干拓及び使用に關すること。
- 五、港湾内の運河に開すること。
- 六、削除
- 七、港湾における諸取扱業の改善、調整等に關すること。
- 八、港湾運送業(検査業及び検定業を含む。以下同じ)の発達、改善及び調整に關すること。
- 八の二、港湾運送事業の登録に關すること。

(40)

九、倉庫業へ冷蔵倉庫業を含む、以下同じの発達、改善及び調整に關すること。

十、倉庫業法に基く保管料率に關すること。

十一、港湾における入港料、使用料、港湾作業料その他運輸に關する料金に關すること。

十二、港湾局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として港湾、倉庫等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査並びに港湾に關する事業に從事する者の労務物資に關する事務をつかさどる。

(鉄道監督局の事務)

第二十七條 鉄道監督局においては、左の事務をつかさどる。

一、日本國有鉄道の新線の建設の許可、營業線の讓渡の認可その他許可又は認可に關すること。

二、日本國有鉄道の予算、決算、交付金の交付及び資金の貸付その他財務に關すること。

三、日本國有鉄道の役員及び取扱の服務、年限、給与及び福祉の増進に關すること。

四、国有鉄道調停委員会に対する調停の請求又は公共企業体仲裁委員会に対する仲裁の請求に關すること。

五、公共企業体仲裁委員会の委員の罷免の請求に關すること。

八の内

六、鐵道公安取扱の指名及びその取扱の監督並びに鐵道司法警察に關すること。

七、地方鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の財務に關すること。

八、地方鐵道及び軌道の保有の私利、服務、資格及び懲戒に關すること。

九、地方鐵道及び軌道の買収及び補償に關すること。

十、鐵道財團及び軌道財團に關すること。

十一、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の運賃及び料金に關すること。

十二、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の運輸及び運數並びにこれらの施設及び車両の整備に關すること。

十三、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の安全保守に關すること。

十四、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の勞務に關すること。

十五、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、信号保安裝置その他の陸運機器の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

十六、前各号に掲げるものの外、鐵道、軌道、索道及び無軌條電車の発達、改善及び調整に

(41)

(62)

内すること。

2. 鉄道監督局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車に從事する者の労働物質に關すること。

二、削除

三、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する指定生産資材等の割当及び監査に關すること。

四、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の用に供する指定生産資材等の割当及び監査に關すること。

五、國有鉄道部においては、第一項第一号から第五号までに掲げる事務並びに第一項第十一号から第十四号まで、第十六号及び第二項第一号及び第三号に掲げる事務のうち日本國有鉄道に關する事務を、民營鉄道部においては第一項第六号から第十号までに掲げる事務並びに第七項第十一号から第十四号まで、第十六号及び第二項第一号及び第三号に掲げる事務のうち日本國有鉄道以外のものに關する事務をつかさどる。

(自動車局の事務)

第二十八條 自動車局においては、左の事務をつかさどる。

九の外

- 一、自動車運送事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
- 二、自動車道事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
- 三、通運事業へ附帶業務を含む、以下同じ、及び通運計算事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
- 四、前四号掲げる事業の運賃及び料金に關すること。
- 五、輕車両運送事業の発達、改善及び調整に關すること。
- 六、道路運送に關する輸送の実施の計画、調整及び監査に關すること。
- 七、自家用自動車の使用の調整に關すること。
- 八、前各号に掲げるものの外、道路運送に關する事業、通運事業及び通運計算事業の発達、改善及び調整に關すること。
- 九、自動車及び原動機付自転車の流通及び消費の増進、改善及び調整並びに輕車両及び自動車用及び原動機付自転車用代燃裝置の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 十、自動車の登録に關すること。

(63)

(34)

十一、自動車登録番号標交付代行者の指定に關すること。

十二、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に關すること。

十二の二、自動車車庫についての勧告に關すること。

十二の三、自動車の使用に係る整備管理者に關すること。

十二の四、自動車、原動機付自転車及び旅客輕車両に關する整備及び検査に關すること。

十二の五、自動車整備士の技能検定に關すること。

十二の六、自動車分解整備事業の認証に關すること。

十二の七、優良自動車整備事業者の認定に關すること。

十二の八、前九号に掲げるものの外、自動車及び原動機付自転車の保安並びに輕車両の保安及び技術上の改善に關すること。

十三、自動車用及び原動機付自転車用燃料油脂の使用に關する技術上の改善に關すること。

十四、自動車運送事業の補償に關すること。

十五、自動車局の所掌に係る事業の財務及び債務に關すること。

十六、自動車局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一、輕車両運送事業の運賃及び料金に關すること。

九の内

二、自動車局の所掌に係る事業に從事する者の消費物資に關すること。

三、自動車用及び原動機付自転車の割当に關すること。

四、自動車用及び原動機付自転車用、タイヤ、チエード（新車用のものを除く）の割当及び監査に關すること。

五、自動車用及び原動機付自転車用、石油製品の割当及び監査に關すること。

六、道路運送事業及び通運事業の用に供する指定生産資材等並びに自動車、原動機付自転車、輕車両及び自動車用及び原動機付自転車用、代燃装置その他の道路運送及び通運事業の用に供する機械器具に対する指定生産資材等（自動車及び原動機付自転車の製造に關するものと除く）の割当及監査に關すること。

七、業務部においては、第一項第一号から第八号まで及び第二項第一号に掲げる事務を、整備部においては、第一項第九号から第十三号まで及び第二項第二号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

第三節 附 属 機 閣

（附屬機關）

第二十九條 第三十八條に規定するものの外、本省に、左の附屬機関を置く。

(36) 中央気象台

運輸技術研究所

海技専門学院

航海・訓練所

海員養成所

(中央気象台)

- 第三十條 中央気象台は、気象に関する事項を研究し、気象事業を行う機関とする。
 之、中央気象台は、その事務に支障がない場合においては、委託により、気象、海況、地震等に關する調査を行い、並びにこれらに関する測器を調整し、検定し、製造し、及び修理する乙とができる。

八、中央気象台は、東京都に置く。

九、中央気象台の内部組織については、政令の定めるところによる。

六、中央気象台の事務の一部を分掌させるため、所要の地に管区気象台その他の方機関及び附屬機関を置く。その名稱、位置及び内部組織については、政令の定めるところによる。

(運輸技術研究所)

第三十一條 運輸技術研究所は、左に掲げる事項に関する設計、試験、調査及び研究を行う機關とする。

- 一、船舶、船舶用機関及び船舶用具に関すること。
- 二、港湾、航路及び港湾内運河並びに港湾内の公有水面の埋立及び干たくに関すること。
- 三、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する施設及び車両、信号保安装置その他の陸運機器に関すること。
- 四、自動車及び原動機付自転車の使用並びに整車両及び自動車用及び原動機付自転車用代燃装置に関すること。
- 五、運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に関する設計、試験、調査及び研究することができる。
- 六、運輸技術研究所及びその支所の内部組織は、運輸省令で定める。

(37) 第三十二条及び第三十三条削除

(28) (海技専門学院)

第三十四條 海技専門学院は、船員に対し船舶運航に関する学術及び技能を教授する機関とする。

2. 海技専門学院は、神戸市に置く。

3. 海技専門学院の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十五條 削除

(航海訓練所)

第三十六條 航海訓練所は、運輸大臣の指定する商船大学、商船高等学校及び海員養成所の学生及び生徒その他運輸大臣の指定する者を入所させ、航海訓練を行う機関とする。

2. 航海訓練所は、東京都に置く。

3. 航海訓練所の内部組織は、運輸省令で定める。

(海員養成所)

第三十七條 海員養成所は、海員の養成を行う機関とする。

2. 海員養成所の名称及び位置は、左の通りとする。

十の内

名	旅	位	置
鹿児島海員養成所			鹿児島市
小樽海員養成所			小樽市
唐津海員養成所			唐津市
宮古海員養成所			宮古市
七尾海員養成所			七尾市
宮崎海員養成所			香川県三豊郡栗島村
栗島海員養成所			香川県三豊郡栗島村
門司海員養成所			門司市
高浜海員養成所			愛知県碧海郡高浜町

メ 海員養成所の内部組織は、運輸省令で定める。

(29)

(40)
（他の附屬機関）

第三十八條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとして、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
中央船員取扱業安定審議会	運輸大臣の諸向に応じて船員取扱業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）に定める船員の取扱業安定に関する重要事項を調査審議すること。
造船技術審議会	運輸大臣の諸向に応じて造船技術の向上に関する重要な事項を調査審議すること。
造船案合理化審議会	運輸大臣の諸向に応じて造船に関する事業の合理化に関する重要な事項を調査審議すること。
船員教育審議会	運輸大臣の諸向に応じて船員教育に関する重要な事項を調査審議すること。
鉄道建設審議会	運輸大臣の諸向に応じて鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）に定める日本国有鉄道の鉄道新線の敷設に関する事項を調査審議すること。

2. 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務、委員その他の取扱については、他の法律（これに基く命令を含む）に別段の定がある場合を除くの外、政令で定める。

第四節 地方支部分局

（地方支分部局）

第三十九條 本省に、左の地方支分部局を置く。

海運局

公共船員取扱業安定所

港湾建設部

陸運局

第一款 海運局

（所掌事務）

第四十条 海運局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一、水上運送事業の発達、改善及び調整に因すること。
- 二、水上における輸送の増進、改善及び調整に因すること。
- 三、日本國沿岸に置き去られたる船舶の処理に因すること。
- 四、水上運送事業における運賃及びよう船料に因すること。
- 五、造船に関する事業の発達、改善及び調整に因すること。

- 六、船舶の製造、修繕、引揚及び解体並びに船舶用機関及び船舶用具の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 七、船舶、船舶用機関及び船舶用具の製造及び修繕に関する技術の改善に関すること。
- 八、船舶の積量の測定に関すること。
- 九、船舶の登録に関すること。
- 十、船員の労働組合及び船員地方労働委員会に関すること。
- 十一、船員の労働關係の調整に関すること。
- 十二、船員の労働組合及び労働關係の啓發宣傳に関すること。
- 十三、船員の労働條件、災害補償その他保護に関すること。
- 十四、船員法における船内規律に関すること。
- 十五、船員手帳に関すること。
- 十六、船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の勞務の常治調整に関すること。
- 十七、船員の職業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関すること。
- 十八、船員の福利厚生に関すること。
- 十九、運輸大臣の指定する港湾施設の管理に関すること。

十一の 内

- (43)
- 二十、港湾における諸作業の改善、調整等に関すること。
- 二十一、港湾運送業及び臨港倉庫業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十二、港湾運送事業の登録に関すること。
- 二十三、港湾における港湾作業料その他運輸に関する料金に関すること。
- 二十四、運輸に関する海上の觀光事業の発達、改善及び調整を図ること。
- 二十五、運輸に関する海上の觀光地點及び觀光施設を調査し、及び改善すること。
- 二十六、海軍代理士に関すること。
- 二十七、海軍思想の普及宣传に関すること。
- 二十八、前項事務に関する調査及び統計に関すること。
- 二十九、海運局は、前項に掲げるものの外、満洲の事務として左の事務をつかさどる。
- 一、船舶の使用及び船舶管理委員会の監督に関すること。
- 二、船舶の運航の管理及び監査に関すること。
- 三、船舶の運航、貨物、租保の供与及び引渡しに関すること。
- 四、造船に対する事業の賠償指定期施設の管理、保全及び撤去並びに賠償指定期施設の輸送に関すること。

(444)

すること。

- 五、所掌事務に関する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。
六、所掌事務に関する予算物資に關すること。

- 七、近海船及び在外置籍船の現状調査、保管、原狀回復及び返還に關すること。
(名称、位置及び管轄区域)

第四十一条 海運局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 譲	区 域
北海道海運局	小樽市	北海道	
東北海運局	盛岡市	宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県	
新潟海運局	新潟市	新潟県 長野県	
関東海運局	横浜市	神奈川県 東京都 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県	
東海海運局	名古屋市	愛知県 三重県 静岡県 静岡県 石川県 富山県	
近畿海運局	大阪市	大阪府 京都府 滋賀県 岐阜県 福井県 初歩山県	

(十一の外)

神戸海運局	神戸市	兵庫県
中國海運局	広島市	島根県 岡山県 山口県 (下関市 宇部市 小野田市) 市、厚狭郡、豊浦郡及び大津郡を除く)
四國海運局	高松市	香川県 徳島県 愛媛県 高知県
九州海運局	門司市	福岡県、長崎県 山口県のうち下関市 宇部市 小野田市、 琴崎郡、豊前郡及び大津郡 大分県 佐賀県 熊本県 宮崎 県 鹿児島県

(内部部局)

第四十二條 海運局に、左の五部を置く。但し、必要に応じて、運輸大臣の定めるところにより、
部の裁を或さることができる。

総務部

港湾運輸調整部

船舶部

(451)

船員部

ニ、前項に定めるものの外、海運局の内部部局の組織の額目は、運輸省令で定める。
(支局・出張所等)

第四十三條 運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、海運局の支局、出張所、支局の出張所、港湾管理事務所又は港湾管理事務所の出張所を置くことができる。その名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

ニ、運輸大臣は、港湾管理事務所又はその出張所に、港湾建設部の所掌事務の一課を分掌させることができる。

(附属機関)

第四十四條 地方船員職業安定審議会は、海運局の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、海運局長の諮問に応じて船員の職業安定に関する重要事項を調査審議することとし、その組織、所掌事務、委員会の性の職員については、船員職業安定法(これに基く命令を含む)に別段の定がある場合の外、政令で定める。

第二款 公共船員職業安定所

(公共船員職業安定所)

十二の内

第四十五條 公共船員職業安定所については、「船員職業安定法(これに基く命令を含む)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(これに基く命令を含む。)」の定めるところによる。
ニ、公共船員職業安定所の長は、その公共船員職業安定所の所在地を管轄する海運局の長の指揮監督を受けるものとする。

第三款 港湾建設部

(所掌事務)

第四十六條 港湾建設部は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

- 一、港湾、航路及び港湾内の運河に関する國の直轄(直轄施行を含む)の土木工事の施行に關すること。
- 二、委託により、港湾その他の海面の工事を施行すること。
- 三、港湾建設部は、前項に掲げるものの外、臨時の事務として、港湾及び航路の建設、改良及び保存に関する指定生産資材等の割当及び監査に関する事務をつかことる。
(名称、位置及び管轄区域)

第四十七條 港湾建設部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	旅	位	管	轄	区	城
第一港湾建設部	新潟市	新潟県	山形県	秋田県	福井県	石川県
第二港湾建設部	横浜市	神奈川県	東京都	千葉県	茨城県	三重県
第三港湾建設部	神戸市	兵庫県	京都府	大阪府	滋賀県	高知県
第四港湾建設部	下関市	山口県	長崎県	福岡県	大分県	佐賀県
	崎県	鹿児島県				

第二港湾建設部は、その管轄区域のうち北海道に亘りては、前條第二項に掲げる事務のみを行うものとする。

(特別な職)

第四十八條 港湾建設部に、それぞれ次長二人を置く。

次長は、港湾建設部の長を助けて部務を整理し、部長不在の場合その職務を代行する。

(内務部局)

第四十九條 港湾建設部の内部組織は、運輸省令で定める。

(工事事務所等)

第五十条 運輸大臣は、部務の一部を分掌させるため、所要の地に、港湾建設部の工事事務所その他地方機関を設置することがなる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定めらる。

第四章 陸運局

(所掌事務)

第五十一條 陸運局は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

- 一 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の運輸及び運賃並びにこれらの施設及び車両の整備に関すること。
- 二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の安全保安に関すること。
- 三 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の安全保安に関すること。
- 四 地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務、資格及び懲戒に関すること。

- 五、自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 六、自動車道事業に関する免許、又可又は認可に関すること。
- 七、通運事業及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 七の二、自動車運取扱事業に関する登録又は認可に関すること。
- 八、整車兩運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 九、道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。
- 十、自家用自動車の使用の調整に関すること。
- 十一、自動車の登録に関すること。
- 十二、自動車登録番号標交付代行者の指定に関すること。
- 十三、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に関すること。
- 十四、自動車車庫につりこの勧告に関すること。
- 十五、自動車の使用に係る整備管理者に関すること。
- 十六、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に関する整備及び検査に関すること。
- 十七、自動車整備士の技能検定に関すること。
- 十八、大自動車分解整備事業の認証に関すること。
- 十九、機良自動車整備事業者の認定に関すること。
- 二十、前九号に掲げる外、自動車及び原動機付自動車の保安並びに整車輛の保安及び技術上の改善に因すること。
- 廿一、自動車用及び原動機付自動車用燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関すること。
- 廿二、鐵道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他陸運機器の生産へ自動車及び原動機付自動車の製造を除く）、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 廿三、倉庫業へ海港倉業を除く）
- 廿四、所掌事務に係る事業の運営及び料金に関すること。
- 廿五、所掌事務に関する賃收及び補償に関すること。
- 廿六、所掌事務に関する財務に関すること。
- 廿七、前各号に掲げるものの外、鐵道、軌道、道路運送事業、通運事業、通運計算事業その他陸運の発達、改善及び調整に関すること。
- 廿八、運輸に関して、觀光事業の発達、改善及び調整と因ること（海運局の所掌に属するもの

を除く。)

注 運輸に関して、観光地及び觀光施設を調査し及び改善すること（海運局の所掌に属するものと除く。）

主に、觀光宣伝に関すること。

次に、陸運局におけることは、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

- 一、所掌事務に関する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。
- 二、自動車及び原動機付自転車の割当に関すること。
- 三、自動車用及び原動機付自転車用タイヤ、チエード（新車用のものを除く。）の割当及び監査に関すること。
- 四、自動車用及び原動機付自転車用石油製品の割当及び監査に関すること。
- 五、陸運局の所掌に係る事業に從事する者の労働物資に関すること。

（名称、位置及び管轄区域）

第52條 陸運局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄	域
札幌陸運局	札幌市	北海道	
仙台陸運局	仙台市	宮城県、福島県、岩手県、青森県	
新潟陸運局	新潟市	新潟県、長野県、山形県、秋田県	
東京陸運局	東京都	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県	
名古屋陸運局	名古屋市	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、	
大阪陸運局	大阪市	兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、	
広島陸運局	広島市	広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県	
高松陸運局	高松市	香川県、德島県、愛媛県、愛知県	
福岡陸運局	福岡市	福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	

2. 路道、軌道及び通運事業については、特に必要がある場合において、運輸省令で前項の管轄区域と異なる管轄区域を定めらうことができる。

(内部部局)

(64)

第五十三條 陸運局に、左の四部を置く。但し、必要に応じて、運輸大臣の定めるところにより部の数を減らすことができる。

総務部

鉄道部

自動車部

整備部

(内)

前項に掲げるものの外、陸運局の組織の細目は、運輸省令で定める。

(分室)

第五十四條 運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、当分の間、所要の地に、陸運局の分室を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

前項の分室の所掌事務の範囲は、從前の道路運送監理事務所の所掌に係る事務のうち特に分室に行わせる必要があるものに限る。

(道路運送審議会)

(十四) 内

第五十五條 道路運送審議会は、陸運局の附屬機関として置かれるものとし、この目的、組織、所掌事務、委員その他の職員については、道路運送法（これに基く命令を含む）に別段の定がある場合の外、政令で定める。

運輸審議会は、その職務を行うため必要があるときは、道路運送審議会に対し、報告させ、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徵することができる。

第三章 外局

(外局の設置)

第五十六條 國家行政組織法第3條第2項の規定に基いて、運輸省に置かれる外局は、左の通りとする。

船員労働委員会

海上保安廳

海難審判廳

航空庁

(船員労働委員会)

(船員労働委員会)

(船員労働委員会)

(66)

第五十七條 船員労働委員会の組織、前項事務及び权限は、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（これに基く命令を含む）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（これに基く命令を含む）及び船員法（これに基く命令法を含む）の定めるところによる。

第二節 海上保安庁

（海上保安庁）

第五十八條 海上保安庁の組織、前項事務及び权限は、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二百八号）（これに基く命令を含む）の定めるところによる。

第三節 海難審判庁

第五十九條 海難審判庁の組織、前項事務及び权限は、海難審判法（昭和二十二年法律第二百三十五号）（これに基く命令を含む）の定めるところによる。

第四節 航空庁

（航空庁の任務及び長）

第五十九條の二 航空庁は、航空運送事業及び航空の保守に関する業務を行うことを任務とする。

2. 航空庁の長は、航空庁長官とする。

（航空庁の外）

（特別な職）

第五十九條の三 航空庁に、次長一人を置く。

2. 次長は、航空庁長官を助け、庁務を整理する。

（航空庁の業務）

第五十九條の四 航空庁においては、左の事務をつかさどる。

1. 航空運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
2. 航空運送事業の運賃及び料金に関すること。
3. 被空運送事業に関する業務の監査に関すること。
4. 前三号に掲げるものの外、航空運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
5. 航空保安施設の建設、保存、運用及び管理に関すること。
6. 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作に関すること。
7. 航空路の調査及び航空路誌の編纂に関すること。
8. 前三号に掲げるものの外、航空の保安に関すること。
9. 前各号の事務を遂行するための左に掲げる事項。
- イ. 密密に関すること。

(52)

四、長官の官印及び序印を管掌すること。

八、公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

二、行政の考査を行うこと。

水、調査及び統計に専すること。

八、法令案の審査その他の法務に専すること。

ト、こう報に専すること。

チ、涉外事務に専すること。

リ、職員の階階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に専すること。

又、職員の衛生、医療その他福利厚生に専すること。

ル、経費及び収入の予算、決算及び金計並びにこれらの監査に専すること。

ヲ、行政財産及び物品を管理すること。

(航空庁の機関)

第五十九條の五　運輸大臣は、所要の地に左の上欄に掲げる機関を置く。その目的は、それぞれ下二欄に記載する通りとする。

十五の内

機 関	目
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保有し、及び運用すること。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保有し、及び運用すること。

ス、航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

ア、運輸大臣は、第一項の機関の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空保安事務所及び航空標識所の出張所を置くことができる。その名前、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

第四章 職員

(職員)

第五六十條　運輸省に置かれる職員の任免、昇給、懲戒その他人事管理に専する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めによること。

(定員)

第六十一條　運輸省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附 則

(四)

ハ、この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五十四條及び附則第十七項から附則第十九項までの規定は、昭和二十四年八月一日から施行し、第六條第一項第七号、第九号、第十号及び第十二号の規定のうち自動車運送事業に関する部分、第五十五條並びに附則第二十項の規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。
(運輸審議会の委員の任命のための事前措置)

かわらず昭和二十四年六月一日前においても行うことができる。

この法律施行の際国会が市会中である場合には、内閣総理大臣は、第九條第一項の

る。

召集される國会において、当該委員の任命について、兩議院の承認を得なければならぬ。兩議院の承認が得られなかつたときは、内閣總理大臣は、第十一條の規定にかかるず、當該委員を置帶なく罷免しなければならぬ。

、 宜路運送監理事務所は、道路運送法の定めるところにより本省の地方支分部局として置け

前項の道府県送医理事事務所の長は、陸運局の長の指揮にも受けるものとする。

ク　昭和二十四年十二月三十日まで、直路運送法第八條に規定する中央直路運送審議会は運

卷之三

以下同じ)の規定になんらの影響を及ぼすものではない。

財産的給付に関するものにつけて物価統制令に基く措置三十号レタは、運輸大臣の意見を徵するものとする。

國立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の規定により設置される専門大学は、昭和二十五年三月三十一日までは、本省の附属機関として置かれるものとする。

(62) (他の勅令の廃止)

11. 左に掲げる勅令は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定のある場合を除く外、從前の権限及びその職員は、この法律に基く相当の権限及びその職員となり同一性をもつて存続するものとする。

運輸省官制（昭和十八年勅令第八百二十九号）

臨時に運輸省に運輸省顧問三置くの件（昭和二十一年勅令第七十九号）

運輸部内臨時職員等設置制（昭和十八年勅令第八百三十号）

臨時に運輸省に三級の運輸事務官又は運輸教官を置くの件（昭和二十一年勅令第ニ百十九号）

氣象官署官制（昭和十四年勅令第七百四十号）

矢道技術研究所官制（昭和十七年勅令第百五十八号）

船舶試験所官制（昭和十六年勅令第百四十五号）

海事学院官制（昭和二十年勅令第百七十一号）

高等商船学校官制（昭和十六年勅令第千百四十六号）

海技専門学院官制（昭和二十一年勅令第百六十七号）

十六の四

(63)

- 商船学校官制（昭和十六年勅令第千百四十七号）
- 航海訓練所官制（昭和十八年勅令第二百六十三号）
- 海員養成所官制（昭和十四年勅令第四百五十八号）
- 海運局官制（昭和十八年勅令第百三十二号）
- 海事審査会官制（昭和十六年勅令第五百二十九号）
- 港湾委員会官制（昭和二十二年勅令第十六号）
- 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
（他の法令の改正）
- 軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
- 第二十五條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。
- 小運送業法（昭和十二年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。
第十七條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。
- 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。
第二條から第五條まで及び第十二條中「交通事業調整委員会」を「交通事業調整審議会」に改める。

16. 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

17. 道路運送法の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「都府県」を「府県」に、「都府県外の所在地、札幌市」区「陸運局の所在する都府県以外の府県の府県庁の所在地」に、「同條第四項中「前二項」と「前項に、同條第五項第一号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に、同條第二号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長、道路運送監理事務所長」に同條第六項第一号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務事務所長」に改め、同條第三項を削る。

第八條中「道路運送委員会」、「中央道路運送委員会」及び「地方道路運送委員会」をそれぞれ「道路運送審議会」、「中央道路運送審議会」及び「地方道路運送審議会」に改め、同條第二項中「第四條第三項に規定する一定区域」を「陸運局」に改める。

18. 道路運送法の一部を次のように改正する。

第四條第四項第一号中「及び道路運送監理事務長」を、同項第二号中「道路運送監理事務所長」を同條第五項第一号中「及び道路運送監理事務所長」を削り、同條第二項及び第三項

一七の十六

を削る。

19. やむを得ない必要があるときは、運輸大臣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第百五十六条等四項の規定にかかわらず、國会の承認を得ないで陸運局の分室を設置することができる。

20. 運輸大臣が、前項の規定により陸運局の分室を設置したときは、設置の後最初に召集される國会において、内閣總理大臣は、当該陸運局の分室の設置についてその承認を求めるなければならぬ。國会の承認が得られなかつたときは、運輸大臣は、当該陸運局の分室を運営なく廃止しなければならない。

21. 道路運送法の一部を次のように改正する。

第八條中第二項から第五項までを次のように改める。

道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。

道路運送審議会は、委員若干人をもつて、これを組織する。

道路運送審議会に委員の互選により委員長を置く。

道路運送審議会の委員は、各都道府県知事の推薦に基く運輸大臣の申出により内閣總理大臣がこれを任命する。

第八條第十三項中「行政官庁」を「陸運局長」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

22. 船員職業安法の一節を次のよう改正する。

第七條、見出しが「(企団及び監督)」に改め、同條中「運輸省海運局長官」以下海運

總局長官」という。は、運輸大臣の指揮監督を受け」と「運輸大臣は」に改める。

第八條、第十四條及び第六十一条中「海運總局長官」を「運輸大臣」に改める。

23. 船舶運輸管理令の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第4号中「運輸省海運局長官」を「運輸省海運局長」に改める。

附 則(昭和二十四年法律第百七十四号)

この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を超えない期間内において、政令で定められ。(昭和二十四年政令第三百十三号により昭和二十四年六月十日から施行)

附 則(昭和二十四年法律第百八十七号)

この法律施行の期日は、公布の日から九十日をこえた後期内において、政令で定められ。(昭和二十四年政令第三百十三号により昭和二十四年八月二十五日から施行)

附 則(昭和二十四年法律第三百二十六号)

十七の内

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第三百四十一号)

この法律は、昭和二十五年二月一日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第三百五十二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第三百七十九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第三百八十四号)

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則(昭和二十五年法律第四十八号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十五年法律第百五十九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十五年法律第百五十五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年法律等二百六十九号）

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第三十二号）

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律等百十五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年政令等百三十三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律等百六十一号）

この法律施行の期日は、公布の日から九十日をこえたない期間内において政令が定めらる。

（昭和二十六年政令第二百三十六号により昭和二十六年六月二十日から施行）

附 則（昭和二十六年法律等百六十二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律等百八十四号）

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律等百三十二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律等三百四十二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律等三百四十五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律等三百四十八号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律等三百四十九号）

この法律は、公布の日から施行する。



446

一参考資料(1)(2)

他の法律による運輸省設置法の一部改正(抜すい)

一 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律(昭二七三三一法律)

第二十四号

附 則

一 他の法律の改廃

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号を次のよう改める。

一 商船管理委員会の清算を監督すること。

第二十三條第二項第二号を次のよう改める。

二 商船管理委員会の清算の監督に關すること。

第二十三條第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律(昭和二十七年法律第二十四号)第十一條の規定により田が承継した債権

又は債務の処理に關すること。

二 海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に關する法律(昭二七三三一法律第三十五号)

附 則

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項第四号を次のよう改める。

四 海外からの日本国民の船舶による集団的引揚輸送に關すること。

三 捕獲審査所の検定の再審査に關する法律(昭二七四一法律第七十号)

附 則

一 他の法律の改正
3 運輸省設置法(昭和二十四年法律百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 船員労働委員会(第五十七條)」を「第一節

船員労働委員会及び捕獲審査再審査委員会 第五十七條。第五十七条の二)」に改める。

第三條第十一号の次に次の一号を加える。

十二 捕獲審査所の検定の再審査

第五十六條中「船員労働委員会」を「船員労働委員会」に改める。

第三章中「第一節 船員労働委員会」を「第一節 船員労働委員会及び捕獲審査再審査委員会」に改める。

第五十七條の次に次の一條を加える。

一 捕獲審査再審査委員会

第五十七條の二 捕獲審査再審査委員会の組織、所掌事務及び権限、捕獲審査所の検定の再審査に関する法律(昭和二十七年法律第七十号)の定めるところによる。

四 道路運送車両法の一部を改正する法律案

附 則

6 通商省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のようにより改正する。

第四條第一項第四十一号から第四十一号の三までを次のようにより改める。

四十一 自動車の整備を命ずること。

四十一の二 自動車の検査及び登録をすること。

四十一の三 自動車登録番号標交付代行者の指定をすること。

第二十八條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 自動車抵当に關すること。

第二十八條第一項第十二号の四を次のように改める。

十二の四 自動車、原動機付自転車及び軽車両の整備並びに自動車の検査に關すること。

五一一条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 自動車抵当に關すること。

第五十一條第一項第十三号の四を次のようにより改める。

十三の四 自動車、原動機付自転車及び軽車両に関する整備並びに自動車の検査に関すること。

五 旅行あつ旋業法案

附 則

3 遠輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のよう改正する。

第四條第一項第四十四号の四の次に次の一号を加える。

四十四の五 旅行あつ旋業を登録すること。

第二十二條第一項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 旅行あつ旋業の登録に関すること。

六 航空法案

附 則

遠輸省設置法の一部を次のよう改正する。

第四條第一項中第五十三号を第六十一号とし、第五十二号の二から第五十二号の四までを次のよう改める。

- 五十三 航空機の登録すること。
- 五十四 航空機及びその装備品の証明及び検査すること。
- 五十五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許をすること。
- 五十六 航空機の操縦の練習の許可をすること。
- 五十七 航空路を指定すること。
- 五十八 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、承認し、及び指示を与えること。
- 五十九 航空交通管制区及び航空交通管制園を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を与えること。
- 六十 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に関する事項を許可し、認可し、その他

必要な命令をすること。

第六條第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の
一号を加える。

三の二 定期航空運送事業における運賃及び料金の認可又は更
更の命令

第六條第一項第八号の二の次に次の一号を加える。

停止

第六條第一項中第十一号の四を削り、第十一号の三を第十一号
の四に、第十一号の二を第十一号の三に改め、第十一号の次に次
の一號を加える。

第六條第一項中鐵道建設審議会の項の次に次の一項を加え
る。

渡及び譲受の認可

第三十八條第一項中鐵道建設審議会の項の次に次の一項を加え
る。

航空審議会 調査大臣の諮問に応じて航空に関する重要な事項を
調査審議すること。

第五十九條の二第一項を次のよう改める。

航空庁は、航空に関する監査を行うことを任務とする。

第五十九條の四中第一号から第八号までを次のよう改める。

一 航空機の登録に関すること。

二 航空機の安全性に関すること。

三 航空機及びその装備品の整備、修理及び改造に関すること。

四 航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調
整に関すること。

五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関するこ
と。

六 航空機の保養の検査の許可に関すること。

七 航空従事者の教育及び養成に関すること。

八 航空路の指定に関すること。

種類	目的
航空保安事務所	飛行場及び航空保安施設の設備及び管理に關する業務を行うこと。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に關する業務を行うこと。

第五十九條の四中第九号を第十七号とし、第八号の次に次の八号を加える。

- 十九 航空路の調査及び航空路誌の編集に關すること。
- 二十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに關する許可その他の行為に關すること。
- 二十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に關すること。
- 十二 航空交通の安全に關すること。
- 十三 航空運送事業及び航空機使用事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
- 十四 前号に掲げる事業の過貨及び料金に關すること。
- 十五 航空機の事故調査に關すること。
- 十六 航空庁の所掌に係る軍務に關する事業の収支、改善及び調整に關すること。
- 第五十九條の五第一項の表を次のように改める。